

資料3

「広島湾再生推進会議」の設置について

広島湾再生推進会議設置要綱（案）

1. 名称

この会議は、広島湾再生推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

2. 目的

推進会議は、広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が協力して、陸域（流域）と海域（沿岸部を含む。）が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを推進することを目的とする。

3. 推進会議の所掌事務

推進会議は、広島湾とその流域において、次に掲げる事項に関する行動計画を策定し、推進する。

- ① 下水道整備、流域の汚濁負荷削減対策、良好な海域環境を育むための流域環境の保全等に関する事。
- ② 藻場・干潟等の保全・再生、底質の改善、水質浄化対策、パブリックアクセスの確保及び景観・海域環境の保全等に関する事。
- ③ 海域環境の保全に資する、環境のモニタリング、清掃美化活動、環境教育の推進等に関する事。
- ④ 行動計画のフォローアップに関する事。
- ⑤ その他、座長が必要と認める事。

4. 推進会議の構成

- ① 推進会議は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。
- ② 推進会議には、必要に応じ臨時委員を置くことができる。
- ③ 推進会議には、学識経験者等を顧問に置くことができる。

5. 座長

- ① 推進会議を主宰するため、座長を置く。
- ② 座長は、国土交通省中国地方整備局副局長とする。

6. 推進会議の開催

- ① 推進会議は、座長の招集により随時開催する。

- ② 座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代行する。
- ③ 行動計画その他の推進会議の所掌に係る事項は、推進会議の合議により決定する。

7. 分科会

- ① 推進会議に次の分科会を置く。
 - ・ 陸域対策分科会
 - ・ 海域対策分科会
 - ・ モニタリング・環境教育分科会
- ② 推進会議の所掌事務の実施に関する協議及び調整、並びに前項に規定する分科会の相互の調整を行うため、臨時に合同分科会を開催することができる。
- ③ 各分科会の委員は、別紙2に掲げる委員をもって構成する。
- ④ 各分科会に主査を置き、推進会議の座長がこれを指名する。
- ⑤ 各分科会は、行動計画の策定及び推進に関する事項並びに推進会議の座長が必要と認める事項について検討する。
- ⑥ 各分科会は、それぞれの主査の招集により随時開催する。
- ⑦ 各分科会の主査は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。
- ⑧ 各分科会には庶務を行うため分科会事務局を置き、その運営は各分科会の主査が指名する者が行う。

8. 事務局

- ① 推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。
- ② 事務局の運営は、国土交通省中国地方整備局及び海上保安庁第六管区海上保安本部において行う。

9. その他

- ① 本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。
- ② この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議の委員に諮って定める。

10. 施行日

平成18年 月 日

広島湾再生推進会議委員名簿

組 織 ・ 部 署 ・ 役 職		
国土交通省	中国地方整備局	副局長(座長)
		企画部長
		建政部長
		河川部長
		港湾空港部長
	海上保安庁 第六管区海上保安本部	警備救難部長
海洋情報部長		
農林水産省	中国四国農政局	企画調整室長
	林野庁 近畿中国森林管理局	広島森林管理署長
		山口森林管理事務所長
経済産業省	中国経済産業局	資源エネルギー環境部長
環境省	中国四国地方環境事務所	中国四国地方環境事務所長
広島県	総務企画部	政策企画局長
	環境生活部	環境局長
	農林水産部	農林水産部長
	土木建築部	土木建築部長
		空港港湾局長
		都市局長
山口県	環境生活部	環境生活部長
	農林部	農林部長
	水産部	水産部長
	土木建築部	土木建築部長
広島市	環境局	環境局長
	経済局	経済局長
	都市計画局	都市計画局長
	都市整備局	都市整備局長
	下水道局	下水道局長

広島湾再生推進会議 分科会委員名簿

		陸域対策分科会	海域対策分科会	モニタリング・環境教育分科会
国土交通省 中国地方整備局	企画部	技術企画官 事業調整官	技術企画官 事業調整官	技術企画官 事業調整官
	建政部	建政部長 都市調整官		都市調整官
	河川部	流域調整官		流域調整官
	港湾空港部		港湾空港部長 港湾空港環境対策官	港湾空港環境対策官
	太田川河川事務所	所長		所長
	広島港湾・空港整備事務所		所長	所長
	広島港湾空港技術調査事務所		所長	所長
海上保安庁 第六管区海上保安本部	警備救難部			警備救難部長 企画調整官
		海上環境課長	海上環境課長	海上環境課長
	海洋情報部	海洋調査課長	海洋調査課長	海洋調査課長
農林水産省 中国四国農政局	整備部	農村整備課長		農村整備課長
林野庁 近畿中国森林管理局	広島森林管理署	流域管理調整官		流域管理調整官
	山口森林管理事務所	流域管理調整官		流域管理調整官
経済産業省 中国経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課長	参事官 (循環・環境クラスター担当)	参事官 (循環・環境クラスター担当)
環境省 中国四国地方環境事務所		廃棄物・リサイクル対策課長	国立公園・保全整備課長	環境対策課長
広島県	政策企画局			企画監
	環境局	環境対策室長	研究開発推進室長	研究開発推進室長 環境対策室長
			環境調整室長	環境調整室長
	農林水産部	生活基盤室長 林務管理室長 漁港漁場整備室長		生活基盤室長 林務管理室長 漁港漁場整備室長
	土木建築部	技術調整室長 河川企画整備室長		技術調整室長 河川企画整備室長
	空港港湾局		港湾企画整備室長	港湾企画整備室長
	都市局	下水道室長		下水道室長
	山口県	環境生活部	環境政策課長	環境政策課長
農林部		農村整備課長		農村整備課長
水産部			漁政課長	漁政課長
		監理課 技術管理室長 都市計画課 下水道室長 河川課長	監理課 技術管理室長	監理課 技術管理室長 都市計画課 下水道室長 河川課長
土木建築部			港湾課長	港湾課長
広島市	環境局			環境保全課長
	経済局農林水産部		水産担当課長	
	都市計画局			まちづくり担当課長
	都市整備局		臨海開発課長	
	下水道局	計画調整課長		
呉市	港湾部		次長	

今後のスケジュール(案)

- H18 ・6月 第1回分科会開催
 ・関係機関の取り組み内容の把握
 ・関係機関の連携について討議
- ・10月 第2回分科会開催
 ・行動計画に盛り込む内容について討議
- ・12月 第3回分科会開催
 ・行動計画(案)について討議
 シンポジウムの開催
- H19 ・3月 広島湾再生推進会議(第2回)の開催
 ・広島湾再生行動計画の決定

平成19年度～10年間

フォローアップを実施

年1回程度、広島湾再生推進会議を開催。

広島湾再生プロジェクトのスケジュール(案)

H17	平成18年度												平成19年度～		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(10年間)	
◎ 第1回 推進会議				○ 第1分科会 開催				○ 第2分科会 開催				○ 第3分科会 開催	シン ポジウム 開催	◎ ・ 行動計画の 決定 ◎ 第2回 推進会議	➤ モニタリング フォローアップ